

するような成果を達成するために。活動計画は、現実的な範囲でできるだけ速やかに実行され、理事会へ定期的に報告されることとする。

18. 今後の社会保障に関する調査や専門家会議で扱うべき主要な分野は：

- 社会保障適用の拡大；
- HIV/AIDSおよびそれが社会保障に与える影響；
- 社会保障制度の管理と運営；
- ジェンダーや障害に重点を置いた平等；
- 高齢化およびそれが社会保障に与える影響；
- 社会保障財政；
- 成功事例の共有；

これらの活動はILOの社会保障に関する政策の枠組みを発展させる基礎となるべきものであり、この分野における今後のILOの活動計画、技術援助の優先順位やこの分野におけるILO活動と明確にリンクされなければならない。

19. ILOの加盟国政府および社会的パートナーとの技術協力は幅広い手段が含まれるべきである、とりわけ：

- 社会保障適用範囲の拡大と向上；
- 社会保障の分野における革新的なアプローチ、取り組みを発展させ、インフォーマル経済にいる人のフォーマル経済への移行を促す；
- 社会保障制度の管理、財政、運営を改善する；
- 社会的パートナーが、政策の発展に参加し、社会保障制度の合同もしくは三者による運営管理機構に効果的に貢献するための援助と訓練；
- 社会的、人口学的、経済的状况の変化に対応できる社会保障制度の改善と導入；
- 社会保障において結果として起こる差別解消のための手段を講じること；

20. ILOは、上記に示された活動計画を完成させ、その結果を理事会に定期的に報告しなければならない

い。それによって理事会は進捗状況を監視し、さらにどう進むべきか決定することができる。

21. ILOは、ISSAをはじめとする社会保障分野の諸機関との連携を引き続き発展させなければならない。ILOは、IMFおよび世銀に対して、この総会で採択された結論に賛同し、包括的な社会保障の拡大を通して、社会正義と社会連帯を促進するILOの取り組みに参加するよう呼びかけなければならない。

資料 社会保障の最低基準に関する条約
(第102号)

(昭和51年2月2日 批准登録)

以下の条約は、労働省編『ILO条約・勧告集・第6版』(労働行政研究所)による。

国際労働機関の総会は、理事会によりジュネーヴに招集されて、1952年6月4日にその第35回会期として会合し、

その会期の議事日程の第5議題に含まれる社会保障の最低基準に関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであると決定して、

次の条約(引用に際しては、1952年の社会保障(最低基準)条約と称することができる。)を1952年6月28日に採択する。

第1部 一般規定

第1条

1 この条において、

(a)「所定の」とは、国内の法令により又はこれに基づいて定められていることをいう。

(b)「居住」とは、加盟国の領域内に通常居住することをいい、「居住者」とは、加盟国の領域

内に通常居住する者をいう。

(c)「妻」とは、夫によつて扶養されている妻をいう。

(d)「寡婦」とは、夫の死亡の当時夫によつて扶養されていた女子をいう。

(e)「子」とは、国内の法令で定めるところにより、義務教育終了年齢又は15歳に達しない子をいう。

(f)「資格期間」とは、国内の法令で定めるところにより、抛出期間、雇用期間若しくは居住期間又はこれらの組合せをいう。

2 第10条、第34条及び第49条において、「給付」とは、医療の直接給付又は関係者が負担した費用の償還による間接給付をいう。

第2条

この条約の適用を受ける各加盟国は、

(a) 次の規定を履行する。

(i) 第1部の規定

(ii) 第2部から第10部までのうち少なくとも3の部(第4部から第6部まで、第9部及び第10部のうち少なくとも1の部を含むことを要する。)の規定

(iii) 第11部から第13部までの関係規定

(iv) 第14部の規定

(b) その批准に際し、第2部から第10部までのうちこの条約の義務を受諾する部を指定する。

第3条

1 経済及び医療施設が十分に発達していない加盟国は、権限のある機関が必要と認める場合には、当該機関が必要と認める間、その批准に際して付する宣言により、第9条(d)、第12条2、第15条(d)、第18条2、第21条(c)、第27条(d)、第33条(b)、第34条3、第41条(d)、第48条(c)、第55条(d)及び第61条(d)に定める暫定的な例外規定を援用することができる。

2 1の規定に基づく宣言を行つた各加盟国は、国際労働機関憲章第22条の規定に従つて提出するこ

の条約の適用に関する年次報告において、自国が援用しているそれぞれの例外規定について次のいずれかのことを述べる。

(a) 当該例外規定を援用する理由が引き続き存在していること。

(b) 当該例外規定を一定の日以後は援用しないこと。

第4条

1 この条約を批准した各加盟国は、その後において、国際労働事務局長に対し、第2部から第10部までのうちその批准に際して指定しなかつた1又は2以上の部についてこの条約の義務を受諾することを通告することができる。

2 1にいう義務の受諾は、批准の不可分の一部とみなされ、かつ、通告の日から批准と同一の効力を有する。

第5条

加盟国は、第2部から第10部までのうちその批准によつて義務を受諾することとなる部の規定を履行するに当たり被用者又は居住者の特定の百分率以上を構成する所定の種類の者を保護することが必要とされる場合には、その部の規定の履行を約束することに先立ち、所定の種類の者が当該特定の百分率に達していることを確認する。

第6条

加盟国は、第2部、第3部、第4部、第5部、第8部(医療に関する規定に限る。)、第9部又は第10部の規定を履行するに当たり、保護対象者について国内の法令により強制的なものとされていない保険であつて次の(a)から(c)までの要件に合致するものによつて行われる保護を考慮に入れることができる。

(a) 公の機関が監督し、又は使用者及び労働者が所定の基準に従つて共同で管理すること。

(b) 男子熟練労働者の勤労所得を超えない勤労所得を有する者のかなりの部分を対象とすること。

- (c) 適当な場合には他の形式の保護との組合せにより、この条約の関係規定に適合すること。

第2部 医療

第7条

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、予防又は治療の性質を有する医療を必要とする状態に係る給付が与えられることを確保する。

第8条

給付事由は、すべての負傷又は疾病（原因のいかんを問わない。）並びに妊娠、分べん及びこれらの結果とする。

第9条

保護対象者は、次のいずれかの者とする。

- (a) すべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の種類の被用者並びにその妻及び子
- (b) すべての居住者の20パーセント以上を構成する所定の種類の経済活動従事者並びにその妻及び子
- (c) すべての居住者の50パーセント以上を構成する所定の種類の居住者
- (d) 第3条の規定に基づく宣言が行われている場合には、20人以上の者を使用する工業的事業所におけるすべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の種類の被用者並びにその妻及び子

第10条

1 給付には、少なくとも次のものを含む。

- (a) 負傷又は疾病については、
 - (i) 一般医による診療（往診を含む。）
 - (ii) 病院における入院患者及び通院患者に対する専門医による診療並びに病院外で行うことができる専門医による診療
 - (iii) 医師その他資格のある者の処方による欠くことのできない薬剤
 - (iv) 必要がある場合の病院への収容

- (b) 妊娠、分べん及びこれらの結果については、
 - (i) 医師又は資格のある助産婦による分べんの介助及び産前産後の手当
 - (ii) 必要がある場合の病院への収容

2 受給者が負傷又は疾病について受ける医療の費用は、受給者又は受給者の扶養者にその一部を負担させることができる。この費用負担に関する規則は、関係者が過重な負担を被らないように作成しなければならない。

3 この条の規定に基づく給付は、保護対象者の健康、労働能力及び自己の用を足す能力を維持し、回復し又は改善することを目的として支給しなければならない。

4 給付を管理する団体又は官庁は、適当と認められる手段により、公の機関又は公の機関の認める団体によつて保護対象者の利用に供された一般的な保健に関する施設を保護対象者が利用することを奨励する。

第11条

前条の給付は、給付事由が生じた場合には、少なくとも、保護対象者であつて、濫用を防止するために必要と認められる資格期間を満たしているもの又はその扶養者がこれを満たしているものに対して確保しなければならない。

第12条

1 第10条の給付は、給付事由が存続する間、支給する。ただし、負傷又は疾病については、給付の支給期間は、同一の負傷又は疾病につき26週間に制限することができる。もつとも、給付は、傷病給付が支給されている間は、停止してはならないものとし、また、長期の療養が必要であると認められる所定の疾病については、その制限された期間を延長するための措置を講じなければならない。

2 第3条の規定に基づく宣言が行われている場合には、給付の支給期間は、同一の負傷又は疾病につき13週間に制限することができる。

第3部 傷病給付

第13条

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、傷病給付が与えられることを確保する。

第14条

給付事由は、負傷又は疾病に起因し、かつ、勤労所得の停止を伴う労働不能であつて、国内の法令で定めるものとする。

第15条

保護対象者は、次のいずれかの者とする。

- (a) すべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の種類の被用者
- (b) すべての居住者の20パーセント以上を構成する所定の種類の経済活動従事者
- (c) 給付事由の存する間における資産の価額が第67条の要件に適合するように国内の法令で定める限度額を超えないすべての居住者
- (d) 第3条の規定に基づく宣言が行われている場合には、20人以上の者を使用する工業的事業所におけるすべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の種類の被用者

第16条

- 1 所定の種類の被用者又は所定の種類の経済活動従事者を保護対象者とする場合には、給付は、第65条又は第66条の要件に適合するように算定される定期金とする。
- 2 給付事由の存する間における資産の価額が所定の限度額を超えないすべての居住者を保護対象者とする場合には、給付は、第67条の要件に適合するように算定される定期金とする。

第17条

前条の給付は、給付事由が生じた場合には、少なくとも、濫用を防止するために必要と認められる資格期間を満たしている保護対象者に対して確保しなければならない。

第18条

1 第16条の給付は、給付事由が存続する間、支給する。ただし、給付の支給期間は、同一の負傷又は疾病につき26週間に制限することができるものとし、また、給付は、勤労所得の停止の最初の3日間については支給することを要しない。

2 第3条の規定に基づく宣言が行われている場合には、給付の支給期間は、次のいずれかの期間に制限することができる。

- (a) 1年間における傷病給付の支給日数の延べ数がその1年間における保護対象者の平均人数の10倍以上の数となるような期間
- (b) 同一の負傷又は疾病につき13週間。この場合において、給付は、勤労所得の停止の最初の3日間については支給することを要しない。

第4部 失業給付

第19条

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、失業給付が与えられることを確保する。

第20条

給付事由は、労働能力を有し、かつ、就労することができる状態にある保護対象者が被る適当な職業に就くことができないことによる勤労所得の停止であつて、国内の法令で定めるものとする。

第21条

保護対象者は、次のいずれかの者とする。

- (a) すべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の種類の被用者
- (b) 給付事由の存する間における資産の価額が第67条の要件に適合するように国内の法令で定める限度額を超えないすべての居住者
- (c) 第3条の規定に基づく宣言が行われている場合には、20人以上の者を使用する工業的事業所におけるすべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の種類の被用者

第22条

- 1 所定の種類の被用者を保護対象者とする場合には、給付は、第65条又は第66条の要件に適合するように算定される定期金とする。
- 2 給付事由の存する間における資産の価額が所定の限度額を超えないすべての居住者を保護対象者とする場合には、給付は、第67条の要件に適合するように算定される定期金とする。

第23条

前条の給付は、給付事由が生じた場合には、少なくとも、濫用を防止するために必要と認められる資格期間を満たしている保護対象者に対して確保しなければならない。

第24条

- 1 第22条の給付は、給付事由が存続する間、支給する。ただし、給付の支給期間は、次のいずれかの期間に制限することができる。
 - (a) 所定の種類の被用者を保護対象者とする場合には、12箇月の期間内において13週間
 - (b) 給付事由の存する間における資産の価額が所定の限度額を超えないすべての居住者を保護対象者とする場合には、12箇月の期間内において26週間
- 2 給付の支給期間が拠出期間の長さ又は所定の期間内に既に受けた給付によつて異なることを国内の法令で定めている場合において、給付の平均支給期間が12箇月の期間内において少なくとも13週間であるときは、1(a)の規定は、満たされたものとみなす。
- 3 給付は、同一の勤労所得の停止につき最初の7日の待期間については支給することを要しない。この場合において、所定の期間を超えない一時的就業の前後における失業日数は、同一の勤労所得の停止に係るものとして計算する。
- 4 季節的労働者については、給付の支給期間及び待期間をその就業の条件に適合させることができる。

第5部 老齢給付

第25条

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、老齢給付が与えられることを確保する。

第26条

- 1 給付事由は、所定の年齢を超えて生存していることとする。
- 2 所定の年齢は、65歳を超えない年齢又は権限のある機関が当該国の高齢者の労働能力に十分な考慮を払つて定める65歳より高い年齢とする。
- 3 給付を受ける権利を有すべき者が所定の有償の活動に従事している場合に当該給付を停止すること、並びに拠出制による給付については受給者の勤労所得が所定の額を超える場合及び無拠出制による給付については受給者の勤労所得若しくは勤労所得以外の資産の価額又はこれらを合算した額が所定の額を超える場合に当該給付を減額することを、国内の法令で定めることができる。

第27条

保護対象者は、次のいずれかの者とする。

- (a) すべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の種類の被用者
- (b) すべての居住者の20パーセント以上を構成する所定の種類の経済活動従事者
- (c) 給付事由の存する間における資産の価額が第67条の要件に適合するように国内の法令で定める限度額を超えないすべての居住者
- (d) 第3条の規定に基づく宣言が行われている場合には、20人以上の者を使用する工業的事業所におけるすべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の種類の被用者

第28条

給付は、次の定期金とする。

- (a) 所定の種類の被用者又は所定の種類の経済活動従事者を保護対象者とする場合には、第65条又は第66条の要件に適合するように算定

される定期金

(b) 給付事由の存する間における資産の価額が所定の限度額を超えないすべての居住者を保護対象者とする場合には、第67条の要件に適合するように算定される定期金

第29条

1 前条の給付は、給付事由が生じた場合には、少なくとも次のいずれかの者に対して確保しなければならない。

(a) 給付事由が生ずる前に、拠出若しくは雇用について30年又は居住について20年の資格期間を所定の規則に従って満たしている保護対象者

(b) 原則としてすべての経済活動従事者を保護対象者とする場合には、提出について所定の資格期間を満たしている保護対象者であつて、労働年齢にあつた間に所定の年平均納付回数

の拠出金の納付が行われたもの

2 1の給付が拠出又は雇用について最小限の期間の満了を条件とする場合には、少なくとも次のいずれかの者に対し、減額された給付を確保しなければならない。

(a) 給付事由が生ずる前に、拠出又は雇用について15年の資格期間を所定の規則に従って満たしている保護対象者

(b) 原則としてすべての経済活動従事者を保護対象者とする場合には、拠出について所定の資格期間を満たしている保護対象者であつて、労働年齢にあつた間に1(b)にいう所定の年平均納付回数の2分の1の回数の拠出金の納付が行われたもの

3 第11部の付表に掲げる関係標準受給者に係る百分率を当該百分率から100分の10の率を減じた百分率とした上で同部の要件に適合するように算定された給付が、少なくとも、拠出若しくは雇用について10年又は居住について5年の期間を所定の規則に従って満たしている保護対象者に対して確保

される場合には、1の要件は、満たされたものとみなす。

4 給付のために必要とされる資格期間が拠出又は雇用について10年を超え30年に満たない場合には、給付は、第11部の付表に掲げる百分率を比例的に減算して得た百分率により算定された給付とすることができる。この場合において、当該資格期間が15年を超えるときは、減額された給付を2の規定に適合するように支給しなければならない。

5 1、3又は4の給付が拠出又は雇用について最小限の期間の満了を条件とする場合には、この部の適用についての関係規定の効力発生の時に年齢が高いという理由のみにより、2の規定に従って国内の法令で定める条件を満たすことができない保護対象者に対し、減額された給付を所定の条件に従って支給しなければならない。ただし、そのような者に対し、1、3又は4の規定に適合する給付が通常の年齢より高い年齢で確保されている場合は、この限りでない。

第30条

前2条の給付は、給付事由が存続する間、支給する。

第6部 業務災害給付

第31条

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、業務災害給付が与えられることを確保する。

第32条

給付事由は、業務に起因する事故又は所定の職業病による次のものとする。

(a) 負傷又は疾病

(b) 負傷又は疾病に起因し、かつ、勤労所得の停止を伴う労働不能であつて、国内の法令で定めるもの

(c) 所得能力の全部喪失若しくは所定の程度を超える所得能力の一部喪失で永久的なものと

なるおそれがあるもの又はこれらに相当する
身体機能の喪失

- (d) 扶養者の死亡の結果として寡婦又は子が被
る扶養の喪失。ただし、寡婦の給付を受ける
権利については、国内の法令に従いその者が
自活することができない状態にあるとされる
ことを条件とすることができる。

第33条

保護対象者は、次のいずれかの者とする。

- (a) すべての被用者の50パーセント以上を構成
する所定の種類の被用者並びに、扶養者の死
亡に係る給付については、当該所定の種類の
被用者の妻及び子
- (b) 第3条の規定に基づく宣言が行われている
場合には、20人以上の者を使用する工業的事
業所におけるすべての被用者の50パーセント
以上を構成する所定の種類の被用者並びに、
扶養者の死亡に係る給付については、当該所
定の種類の被用者の妻及び子

第34条

- 1 負傷又は疾病については、給付は、2及び3に
規定する医療とする。
- 2 医療は、次のものから成る。
 - (a) 入院患者及び通院患者に対する一般医及び
専門医による診療（往診を含む。）
 - (b) 歯科診療
 - (c) 家庭又は病院その他の医療施設における看
護
 - (d) 病院、回復期療養所、サナトリウムその他
の医療施設への収容
 - (e) 歯科用治療材料、薬剤その他の内科用又は
外科用の治療材料（補装具及びその修理を含
む。）及び眼鏡
 - (f) 医業に類するものとして法律上認められる
職業に従事する者が医師又は歯科医師の監督
の下に行う診療
- 3 第3条の規定に基づく宣言が行われている場合

には、医療には、少なくとも次のものを含む。

- (a) 一般医による診療（往診を含む。）
- (b) 病院における入院患者及び通院患者に対す
る専門医による診療並びに病院外で行うこと
ができる専門医による診療
- (c) 医師その他資格のある者の処方による欠く
ことのできない薬剤
- (d) 必要がある場合の病院への収容

- 4 1から3までの規定に基づく医療は、保護対象
者の健康、労働能力及び自己の用を足す能力を維
持し、回復し又は改善することを目的として支給
しなければならない。

第35条

- 1 医療を管理する団体又は官庁は、心身障害者を
適当な業務に再び就かせることを目的として、一
般的な職業リハビリテーション事業と適宜協力す
る。
- 2 1の団体又は官庁に対しては、国内の法令によ
り、心身障害者の職業リハビリテーションのため
の措置をとることを認めることができる。

第36条

- 1 労働不能、永久的なものとなるおそれのある所
得能力の全部喪失若しくはこれに相当する身体機
能の喪失又は扶養者の死亡については、給付は、
第65条又は第66条の要件に適合するように算定さ
れる定期金とする。
- 2 永久的なものとなるおそれのある所得能力の一
部喪失又はこれに相当する身体機能の喪失につい
ては、給付は、支給する場合には、所得能力の全
部喪失又はこれに相当する身体機能の喪失に係る
定期金に対して適当な比率の定期金とする。
- 3 次のいずれかの場合には、定期金は、一時金と
して支給することができる。

- (a) 不能又は喪失の程度が軽微である場合
- (b) 一時金が適切に使用されると権限のある機
関が認める場合

第37条

第34条及び前条の給付は、給付事由が生じた場合には、少なくとも、事故の発生の当時又は職業病にかかった当時自国の領域内で雇用されていた保護対象者に対し、また、扶養者の死亡に係る定期金については、当該保護対象者の寡婦及び子に対して確保しなければならない。

第38条

第34条及び第36条の給付は、給付事由が存続する間、支給する。ただし、労働不能に係る給付は、同一の勤労所得の停止につき最初の3日間については支給することを要しない。

第7部 家族給付

第39条

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、家族給付が与えられることを確保する。

第40条

給付事由は、国内の法令で定めるところにより、子を扶養する責務とする。

第41条

保護対象者は、次のいずれかの者とする。

- (a) すべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の種類の被用者
- (b) すべての居住者の20パーセント以上を構成する所定の種類の経済活動従事者
- (c) 給付事由の存する間における資産の価額が所定の限度額を超えないすべての居住者
- (d) 第3条の規定に基づく宣言が行われている場合には、20人以上の者を使用する工業的事業所におけるすべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の種類の被用者

第42条

給付は、次のいずれかのものとする。

- (a) 所定の資格期間を満たしているすべての保護対象者に支給される定期金
- (b) 子に対し又は子に関して与えられる食物、

衣類、住居、休暇又は家事手伝い

(c)(a)及び(b)の組合せ

第43条

前条の給付は、少なくとも、抛出若しくは雇用について3箇月又は居住について1年の資格期間のいずれかであつて国内の法令で定めるものを所定の期間内に満たしている保護対象者に対して確保しなければならない。

第44条

第42条の規定に従い保護対象者に対して支給される給付の価額の合計額は、次のいずれかの額に相当するものでなければならない。

(a) 第66条に定める規則に従つて決定する普通成年男子労働者の賃金の3パーセントにすべての保護対象者の子の総数を乗じて得た額

(b)(a)の賃金の1.5パーセントにすべての居住者の子の総数を乗じて得た額

第45条

給付は、定期金である場合には、給付事由が存続する間、支給する。

第8部 母性給付

第46条

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、母性給付が与えられることを確保する。

第47条

給付事由は、妊娠、分べん及びこれらの結果並びに国内の法令で定めるそれらに起因する勤労所得の停止とする。

第48条

保護対象者は、次のいずれかの者とする。

- (a) すべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の種類の被用者のうちのすべての女子及び、母性医療給付については、これらの女子のほか、当該所定の種類に属する男子の妻

(b) すべての居住者の20パーセント以上を構成する所定の種類の経済活動従事者のうちのすべての女子及び、母性医療給付については、これらの女子のほか、当該所定の種類に属する男子の妻

(c) 第3条の規定に基づく宣言が行われている場合には、20人以上の者を使用する工業的事業所におけるすべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の種類の被用者のうちのすべての女子及び、母性医療給付については、これらの女子のほか、当該所定の種類に属する男子の妻

第49条

1 妊娠、分べん及びこれらの結果については、母性医療給付は、2及び3に規定する医療とする。

2 医療には、少なくとも次のものを含む。

(a) 医師又は資格のある助産婦による分べんの介助及び産前産後の手当

(b) 必要がある場合の病院への収容

3 2の医療は、保護対象者の健康、労働能力及び自己の用を足す能力を維持し、回復し又は改善することを目的として支給しなければならない。

4 母性医療給付を管理する団体又は官庁は、適当と認められる手段により、公の機関又は公の機関の認める団体によつて保護対象者の利用に供された一般的な保健に関する施設を保護対象者が利用することを奨励する。

第50条

妊娠、分べん及びこれらの結果に起因する勤労所得の停止については、給付は、第65条又は第66条の要件に適合するように算定される定期金とする。定期金の額は、その平均額が第65条又は第66条の要件に適合することを条件として、給付事由が存する期間を通じて一定の額であることを要しない。

第51条

前2条の給付は、給付事由が生じた場合には、少なくとも、第48条に規定する所定の種類に属する女

子であつて、濫用を防止するために必要と認められる資格期間を満たしているものに対して確保しなければならない。第49条の給付は、また、第48条に規定する所定の種類に属する男子がそのような資格期間を満たしているときは、その妻に対しても確保しなければならない。

第52条

第49条及び第50条の給付は、給付事由が存続する間、支給する。ただし、定期金の支給期間は、国内の法令により12週間を超える休業期間が要求され又は認められている場合を除くほか、12週間に制限することができる。国内の法令により12週間を超える休業期間が要求され又は認められている場合には、定期金の支給期間は、この休業期間に満たない期間に制限することができない。

第9部 廃疾給付

第53条

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、廃疾給付が与えられることを確保する。

第54条

給付事由は、有償の活動に従事することができない状態（所定の程度のもの）であつて、永久的なものとなるおそれがあるもの及び傷病給付の受給の終了後も存続するものとする。

第55条

保護対象者は、次のいずれかの者とする。

(a) すべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の種類の被用者

(b) すべての居住者の20パーセント以上を構成する所定の種類の経済活動従事者

(c) 給付事由の存する間における資産の価額が第67条の要件に適合するように国内の法令で定める限度額を超えないすべての居住者

(d) 第3条の規定に基づく宣言が行われている場合には、20人以上の者を使用する工業的事

業所におけるすべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の種類の被用者

第56条

給付は、次の定期金とする。

(a) 所定の種類の被用者又は所定の種類の経済活動従事者を保護対象者とする場合には、第65条又は第66条の要件に適合するように算定される定期金

(b) 給付事由の存する間における資産の価額が所定の限度額を超えないすべての居住者を保護対象者とする場合には、第67条の要件に適合するように算定される定期金

第57条

1 前条の給付は、給付事由が生じた場合には、少なくとも次のいずれかの者に対して確保しなければならない。

(a) 給付事由が生ずる前に、抛出自若しくは雇用について15年又は居住について10年の資格期間を所定の規則に従って満たしている保護対象者

(b) 原則としてすべての経済活動従事者を保護対象者とする場合には、抛出について3年の資格期間を満たしている保護対象者であつて、労働年齢にあつた間に所定の年平均納付回数の抛出金の納付が行われたもの

2 1の給付が抛出自又は雇用について最小限の期間の満了を条件とする場合には、少なくとも次のいずれかの者に対し、減額された給付を確保しなければならない。

(a) 給付事由が生ずる前に、抛出自又は雇用について5年の資格期間を所定の規則に従って満たしている保護対象者

(b) 原則としてすべての経済活動従事者を保護対象者とする場合には、抛出について3年の資格期間を満たしている保護対象者であつて、労働年齢にあつた間に1(b)にいう所定の年平均納付回数の2分の1の回数の抛出金の納

付が行われたもの

3 第11部の付表に掲げる関係標準受給者に係る百分率を当該百分率から100分の10の率を減じた百分率とした上で同部の要件に適合するように算定された給付が、少なくとも、抛出自、雇用又は居住について5年の期間を所定の規則に従って満たしている保護対象者に対して確保される場合には、1の要件は、満たされたものとみなす。

4 給付のために必要とされる資格期間が抛出自又は雇用について5年を超え15年に満たない場合には、給付は、第11部の付表に掲げる百分率を比例的に減算して得た百分率により算定された給付とすることができる。この場合には、減額された給付を2の規定に適合するように支給しなければならない。

第58条

前2条の給付は、給付事由が存続する間又は老齢給付が支給されることとなるまでの間、支給する。

第10部 遺族給付

第59条

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、遺族給付が与えられることを確保する。

第60条

1 給付事由は、扶養者の死亡の結果として寡婦又は子が被る扶養の喪失とする。ただし、寡婦の給付を受ける権利については、国内の法令に従いその者が自活することができない状態にあるとされることを条件とすることができる。

2 給付を受ける権利を有すべき者が所定の有償の活動に従事している場合に当該給付を停止すること、並びに抛出自制による給付については受給者の勤労所得が所定の額を超える場合及び無抛出自制による給付については受給者の勤労所得若しくは勤労所得以外の資産の価額又はこれらを合算した額が所定の額を超える場合に当該給付を減額するこ

とを、国内の法令で定めることができる。

第61条

保護対象者は、次のいずれかの者とする。

- (a) すべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の種類の被用者のうち扶養者であるものの妻及び子
- (b) すべての居住者の20パーセント以上を構成する所定の種類の経済活動従事者のうち扶養者であるものの妻及び子
- (c) 扶養者を失っており、かつ、給付事由の存する間における資産の価額が第67条の要件に適合するように国内の法令で定める限度額を超えないすべての寡婦及び子（居住者であるものに限る。）
- (d) 第3条の規定に基づく宣言が行われている場合には、20人以上の者を使用する工業的事業所におけるすべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の種類の被用者のうち扶養者であるものの妻及び子

第62条

給付は、次の定期金とする。

- (a) 所定の種類の被用者又は所定の種類の経済活動従事者を保護対象者とする場合には、第65条又は第66条の要件に適合するように算定される定期金
- (b) 給付事由の存する間における資産の価額が所定の限度額を超えないすべての居住者を保護対象者とする場合には、第67条の要件に適合するように算定される定期金

第63条

- 1 前条の給付は、給付事由が生じた場合には、少なくとも次のいずれかの者に対して確保しなければならない。

- (a) 扶養者が拠出若しくは雇用について15年又は居住について10年の資格期間を所定の規則に従って満たしている保護対象者
- (b) 原則としてすべての経済活動従事者の妻及

び子を保護対象者とする場合には、保護対象者であつて、その扶養者が拠出について3年の資格期間を満たしており、かつ、当該扶養者について、労働年齢にあつた間に所定の年平均納付回数の拠出金の納付が行われたもの

- 2 1の給付が拠出又は雇用について最小限の期間の満了を条件とする場合には、少なくとも次のいずれかの者に対し、減額された給付を確保しなければならない。

- (a) 扶養者が拠出又は雇用について5年の資格期間を所定の規則に従って満たしている保護対象者
- (b) 原則としてすべての経済活動従事者の妻及び子を保護対象者とする場合には、保護対象者であつて、その扶養者が拠出について3年の資格期間を満たしており、かつ、当該扶養者について、労働年齢にあつた間に1(b)にいう所定の年平均納付回数の2分の1の回数

- 3 第11部の付表に掲げる関係標準受給者に係る百分率を当該百分率から100分の10の率を減じた百分率とした上で同部の要件に適合するように算定された給付が、少なくとも、扶養者が拠出、雇用又は居住について5年の期間を所定の規則に従って満たしている保護対象者に対して確保される場合には、1の要件は、満たされたものとみなす。

- 4 給付のために必要とされる資格期間が拠出又は雇用について5年を超え15年に満たない場合には、給付は、第11部の付表に掲げる百分率を比例的に減算して得た百分率により算定された給付とすることができる。この場合には、減額された給付を2の規定に適合するように支給しなければならない。

- 5 子を有しない寡婦で自活することができない状態にあるとされるものが遺族給付を受ける権利を取得するためには、婚姻が最小限の期間存続していたことを要件とすることができる。

第64条

前2条の給付は、給付事由が存続する間、支給する。

第11部 定期金の算定基準

第65条

- 1 この条の規定の適用を受ける定期金については、給付の額と給付事由の存する期間中に支給される家族手当の額との合計額が、当該給付事由に関し、この部の付表に掲げる標準受給者にあつては、受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得の額と標準受給者と同一の家族的責任を有する保護対象者に支給される家族手当の額との合計額に同付表の百分率を乗じて得た額に少なくとも達するようにする。
- 2 受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得は、所定の規則によつて計算する。保護対象者又は保護対象者の扶養者がその勤労所得に従つて階層に分類されているときは、その者の従前の勤労所得は、その者が属していた階層の標準勤労所得によつて計算することができる。
- 3 給付の額又は給付の計算に当たつて考慮される勤労所得については、最高限度を国内の法令で定めることができる。ただし、この最高限度は、受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得が男子熟練労働者の賃金に等しく又はこれより低い場合について1の規定が満たされるように定める。
- 4 受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得、男子熟練労働者の賃金、給付及び家族手当は、同一の時点を基礎として計算する。
- 5 標準受給者以外の受給者に対する給付は、標準受給者に対する給付と合理的な関係になければならない。
- 6 この条の規定の適用上、男子熟練労働者は、次のいずれかの者とする。

(a) 電気機械製造業以外の機械製造業の取付工又は旋盤工

(b) 7の規定に基づいて選定される典型的な熟練労働者

(c) すべての保護対象者のうちの75パーセントの者の勤労所得と比較してこれに等しいか又はこれを超えることとなる勤労所得を有する者。この場合において、勤労所得は、国内の法令で定めるところにより1年又はこれより短い期間を基準とする。

(d) すべての保護対象者の勤労所得の平均の125パーセントに等しい勤労所得を有する者

7 6(b)の規定の適用上、典型的な熟練労働者は、当該給付事由に係る男子保護対象者(経済活動に従事するもの)又は保護対象者の扶養者の最大多数を有する経済活動の大分類中でこれらの男子保護対象者又は扶養者の最大多数を有する中分類において雇用されている者のうちから選定する。このため、1948年8月27日に国際連合経済社会理事会の第7回会期で採択された全経済活動の国際標準産業分類(附属書に掲げるもの)又は改正される場合にはその改正後の分類を使用する。

8 給付の額が地域によつて異なる場合には、男子熟練労働者を6及び7の規定に従つて地域ごとに決定することができる。

9 男子熟練労働者の賃金は、労働協約によつて定められ、国内の法令の適用があるときはこれにより若しくはこれに基づいて定められ、又は慣習によつて定められる通常の労働時間の賃金(生計費手当があるときはこれを含む。)を基準として決定する。これらの賃金が地域によつて異なり、かつ、8の規定が適用されない場合には、中位の賃金を採用する。

10 老齢、業務災害(労働不能の場合を除く。)、廃疾及び扶養者の死亡に係る定期金の額は、生計費のかなりの変動の結果として一般勤労所得水準にかなりの変動が生じた場合には、再検討される。

第66条

1 この条の規定の適用を受ける定期金については、

- 給付の額と給付事由の存する期間中に支給される家族手当の額との合計額が、当該給付事由に関し、この部の付表に掲げる標準受給者にあつては、普通成年男子労働者の賃金の額と標準受給者との同一の家族的責任を有する保護対象者に支給される家族手当の額との合計額に同付表の百分率を乗じて得た額に少なくとも達するようにする。
- 2 普通成年男子労働者の賃金並びに給付及び家族手当は、同一の時点を基礎として計算する。
 - 3 標準受給者以外の受給者に対する給付は、標準受給者に対する給付と合理的な関係になければならない。
 - 4 この条の規定の適用上、普通成年男子労働者は、次のいずれかの者とする。
 - (a) 電気機械製造業以外の機械製造業の典型的な不熟練労働者
 - (b) 5の規定に基づいて選定される典型的な不熟練労働者
 - 5 4(b)の規定の適用上、典型的な不熟練労働者は、当該給付事由に係る男子保護対象者（経済活動に従事するもの）又は保護対象者の扶養者の最大多数を有する経済活動の大分類中でこれらの男子保護対象者又は扶養者の最大多数を有する中分類において雇用されている者のうちから選定する。このため、1948年8月27日に国際連合経済社会理事会の第7回会期で採択された全経済活動の国際標準産業分類（附属書に掲げるもの）又は改正される場合にはその改正後の分類を使用する。
 - 6 給付の額が地域によつて異なる場合には、普通成年男子労働者を4及び5の規定に従つて地域ごとに決定することができる。
 - 7 普通成年男子労働者の賃金は、労働協約によつて定められ、国内の法令の適用があるときはこれにより若しくはこれに基づいて定められ、又は慣習によつて定められる通常の労働時間の賃金（生計費手当があるときはこれを含む。）を基準として決定する。これらの賃金が地域によつて異なり、かつ、6の規定が適用されない場合には、中位の賃金を採用する。
 - 8 老齢、業務災害（労働不能の場合を除く。）、廃疾及び扶養者の死亡に係る定期金の額は、生計費のかなりの変動の結果として一般勤労所得水準にかなりの変動が生じた場合には、再検討される。
- 第67条
- この条の規定の適用を受ける定期金については、
- (a) 給付の額は、所定の給付区分又は権限のある公の機関が所定の規則に従つて定める給付区分によつて決定する。
 - (b) (a)の額は、受給者及びその家族の当該給付以外の資産の価額が所定のかんりの額又は権限のある公の機関が所定の規則に従つて定めるかんりの額を超える場合に限り、その限度において減額することができる。
 - (c) 給付と給付以外の資産の価額との合計額から(b)のかんりの額を控除した額は、受給者及びその家族が健康かつ相応な生活を維持するために十分であり、かつ、前条の要件に適合するように算定された対応する給付の額を下回らない額でなければならない。
 - (d) 当該部の規定に基づいて支払われた給付の総額が、前条の規定及び次に掲げる規定を適用した場合に得られる給付の総額を30パーセント以上超えるときは、(c)に規定する要件は、満たされたものとみなす。
 - (i) 第3部については、第15条(b)の規定
 - (ii) 第5部については、第27条(b)の規定
 - (iii) 第9部については、第55条(b)の規定
 - (iv) 第10部については、第61条(b)の規定

第11部の付表 標準受給者に対する定期金

部	給付事由	標準受給者	百分率
3	傷病	妻及び二子を有する男子	45
4	失業	妻及び二子を有する男子	45
5	老齢	年金受給資格年給の妻を有する男子	40
6	業務災害		
	労働不能	妻及び二子を有する男子	50
	廃疾	妻及び二子を有する男子	50
	遺族	二子を有する寡婦	40
8	母性	女子	45
9	廃疾	妻及び二子を有する男子	40
10	遺族	二子を有する寡婦	40

第12部 外国人居住者に対する均等待遇

第68条

- 外国人居住者は、自国民居住者と同一の権利を有する。ただし、専ら又は主として公の資金を財源とする給付又は給付の部分及び過渡的な制度については、外国人及び自国の領域外で生まれた自国民に関する特別な規則を国内の法令で定めることができる。
- 被用者を保護対象者とする拠出制の社会保障制度においては、当該部の義務を受諾した他の加盟国の国民である保護対象者は、その部に関して自国民と同一の権利を有する。ただし、この2の規定の適用については、相互主義を規定する二国間又は多数国間の協定の存在を条件とすることができる。

第13部 共通規定

第69条

第2部から第10部までのいずれかの部の規定に従い保護対象者に支給すべき給付は、次の期間中又は次の場合には、所定の範囲内において停止することができる。

- その者が当該加盟国の領域内にいない期間
- その者が公の費用又は社会保障の団体若しくは事業の費用で生活を維持している期間。ただし、この生活の維持のための費用の額を

超える給付の部分は、受給者の被扶養者に支給する。

(c) その者が他の社会保障給付（家族給付を除き、かつ、現金によるものに限る。）を受けている期間及びその者が同一の事由について第三者から補償を受けている期間。ただし、停止される給付の部分は、当該他の社会保障給付又は第三者による補償の額を超えないものとする。

(d) その者が虚偽の請求をした場合

(e) 給付事由がその者の犯罪行為によつて生じた場合

(f) 給付事由がその者の意図的な不当行為によつて生じた場合

(g) 適当な場合において、その者が、その利用に供された医療若しくはリハビリテーションに関する施設の利用を怠り、又は給付事由の発生若しくは継続の確認若しくは受給者の行うべき行為に関する所定の規則に従わない場合

(h) 失業給付については、その者がその利用に供された職業安定に関する施設を利用しなかつた場合

(i) 失業給付については、その者が労働争議による作業の停止の直接の結果として失業し、又は正当な理由なしに自発的に退職した場合

(j) 遺族給付については、寡婦が男子と同棲している期間

第70条

1 すべての請求人は、給付が拒否された場合又は給付の質若しくは量に関する不服がある場合に申立てを行う権利を有する。

2 この条約の適用上、立法機関に対して責任を負う官庁によつて医療が管理されている場合には、医療の拒否又は受けた医療の質に関する不服については、適当な機関に対して審査を請求する権利をもつて、1に定める申立てを行う権利に代える

ことができる。

- 3 社会保障に関する問題の処理のために設置され、かつ、保護対象者の代表者が参加する特別の裁定機関によつて請求が解決される場合には、申立てを行う権利は、与えることを要しない。

第71条

- 1 この条約に基づく給付に要する費用及び当該給付の管理に要する費用は、資産の少ない者が過重な負担を被らないように、かつ、加盟国及び各種類の保護対象者の経済状態を考慮して、保険拠出金若しくは税又はこれらの双方によつて集団的に負担されなければならない。
- 2 保護対象者である被用者が負担する保険拠出金の総額は、被用者並びにその妻及び子の保護にあてられる財源の総額の50パーセントを超えないものとする。この条件が満たされているかどうかを確認するに当たっては、加盟国が行うこの条約に基づく給付は、家族給付及び特別の部門により行われる場合における業務災害給付を除くほか、そのすべてを全体として考慮することができる。

- 3 加盟国は、この条約に基づく給付の適正な支給について一般的責任を負い、かつ、この目的のために必要なすべての措置をとるものとし、また、財政的均衡に関して必要な保険数理上の研究及び計算が、定期的に、かつ、いかなる場合にも給付の変更、保険拠出金の額の変更又は当該給付事由を対象とする給付にあてられる税の変更在先立つて、行われることを適宜確保する。

第72条

- 1 公の機関の規制を受ける団体又は立法機関に対して責任を負う官庁によつて管理が行われていない場合には、保護対象者の代表者は、所定の条件に従つて、運営に参加し又は顧問の資格でこれに参加する。使用者及び公の機関の代表者の参加についても、国内の法令において定めることができる。
- 2 加盟国は、この条約の適用に関与する団体及び事業の適切な管理について一般的責任を負う。

第14部 雑則（以下、略）

※直接販売のみ受け付けております。 日本労働研究機構/編 A4判並製 326頁 販売価格 1,500円（税別）

個別労働関係紛争判例集

個別労働関係をめぐる紛争について裁判例をとりあげ簡単なポイントと解説を加えた一冊。

目次

- 1.雇用関係の開始
- 2.雇用関係の展開
- 3.雇用関係の終了及び終了後
- 4.女性労働
- 5.パート・派遣・期間雇用労働者等非典型労働者
- 6.職業安定法・労働者派遣法
- 7.中高年齢者の雇用
- 8.外国人労働者

お求め、お問い合わせは **JIL** 日本労働研究機構 出版課 〒163-0926 新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス25F TEL:03-5321-3074 FAX: 03-3345-1233 E-mail:book@jit.go.jp